

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2023

月刊

中小企業レポート

5

No.558

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和5年度長野県中小企業融資制度について



ご来店不要

出かけなくても便利!

スマホ窓口

驚きの
使いやすさ!

ダウンロード
& 利用料
無料



App Store
からダウンロード

Google Play
で手に入れよう



「スマホ通帳」は、入出金の管理がカンタン!!

スマホで口座開設



詳しくはコチラから

けんしん BANK ATM

けんしん
BANK

けんしんBANKのカードは
ご利用手数料

土・日・祝日も

いつでも
無料



セブン銀行ATM

けんしんBANKのカードは
ご利用手数料

日中の時間帯 平日 8:45~18:00
土曜日 9:00~14:00

**日中は
無料**

無通帳型普通預金は実質無料



銀行ATM

【セブン銀行ATMについて】※上記の時間帯以外および日曜・祝日は、ご入金・お引出しに110円(消費税等含む)のご利用手数料がかかります。無通帳型普通預金は即時お客さまの口座にキャッシュバックいたします。※ATMが設置されていない地域・店舗もございます。※セブン銀行ATMは店舗により営業時間が異なります。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2023

5

No.558

- 2 **特集**
令和5年度 長野県中小企業融資制度について
- 8 **中央会インフォメーション**
- 9 **ズームアップ！組合の魅力発見**
浅麓工業企業組合
- 10 **市町村のイチオシ！**
大桑村
- 11 **生産性革命と挑戦**
力石化工株式会社（坂城町）
- 12 **わが社の経営戦略**
株式会社原ホンダ（飯田市）
- 13 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
IT導入補助金2023が開始されました
- 14 **労働局からのお知らせ**



〈表紙写真〉恋路峠から見た大桑村

恋路峠では大桑村と中央アルプスを一望できます。

中央アルプスは、本州の中央部を長野県の木曽谷と伊那谷に跨って南北に連なる山脈です。飛騨山脈（北アルプス）、赤石山脈（南アルプス）と共に日本アルプスと呼ばれています。様々な季節の顔と共に、大桑村を流れる木曽川に映り込んだ山々を見ることができます。

長野県中小企業融資制度について (抜粋)

長野県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆様が安定した経営を行えるよう応援します。

令和5年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金 用途
中小企業振興資金	一般枠	事業資金をスピーディーに調達	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 運転
	短期継続融資枠		恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金)＝「売上債権＋棚卸資産－買入債務」 ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転
	しあわせ信州創造枠		上記2資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」認定 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録	運転
	創業枠 拡大		創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証(以下、SSS保証)を利用する方	設備 運転
小規模企業発展資金		小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者：従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転
経営健全化支援資金	経営安定対策 拡大	売上の減少取引先の倒産 防災・安全対策 災害 等により必要となった資金を調達	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前4か年のいずれか同期に比べ5%以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)又は(2)に該当する方	設備 運転
	特別経営安定対策 拡大		(1) セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前4か年のいずれか同月に比べ15%以上減少 (5) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1)、(2)又は(4)ウに該当する方	設備 運転
	防災・安全対策		(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 運転
	災害対策		暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方	設備 運転
	新型コロナウイルス対策 拡大		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のいずれかに該当する方 (1) 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前4か年のいずれか同月に比べ15%以上減少 (2) セーフティネット保証4号を利用する方 (3) 貸付対象者(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、物価高騰等の影響を受け最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前年同月に比べ減少している方	設備 運転
	新型コロナウイルス向け 伴走支援型 拡大		新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 (1)セーフティネット保証4号を利用する方 (2)セーフティネット保証5号を利用する方 (3)下記のいずれかに該当する方 ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方 イ 最近1か月間の利益率(売上高総利益率又は売上高営業利益率)が前年同月又は直近決算の総利益率と比較して5%以上減少、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方	設備 運転

※この掲載内容は、令和5年4月14日現在の長野県中小企業融資制度を抜粋して掲載しております。詳細につきましては、本会指導員又は長野県産業労働部経営・創業支援課までお問い合わせください。なお、最新の内容は県ホームページ等でもご確認いただけます。

長野県産業労働部 経営・創業支援課
(長野県庁5階 TEL026-235-7200)

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
1億円	10年(20年) ＜据置1年＞	2.1% 1年以内	2.2%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
5,000万円	7年[借換10年] ＜据置6か月＞＜借換は据置1年＞	1.8%		◇毎月の返済が不要 ◇与信取引が3年以上ある金融機関で申込が可能 ◇原則、直近決算における正常運転資金額を上限とする
3,000万円	1年	1.8%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
		上記資金(枠) の利率から ▲0.2%		
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 ＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞ 7年 ＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞	1.1%	1.0%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業関連保証、SSS保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 ＜据置1年＞ 7年[借換7年] ＜据置6か月＞ ＜借換は据置1年＞	1.9%	0.44%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
6,000万円	10年 ＜据置1年＞	1.9%	0.44%以内 セーフティネット 保証等利用の場 合自己負担無し	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合) ◇保証料補給のある既存県制度融資及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の借換が可能(借換後も保証料補給あり) ◇危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
8,000万円	7年[借換10年] ＜据置1年＞ ＜借換は据置2年＞	1.6% 貸付対象者 (3)は1.3%		◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.9%		◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
3,000万円	7年 ＜据置1年＞	1.1%		◇新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策、新型コロナ向け伴走支援型などが対応可能)
6,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.1%		
8,000万円	7年 ＜据置2年＞	0.8%		
6,000万円 (3)は9,000万円	10年 ＜据置2年＞	0.8%		
8,000万円 (3)は1億2,000万円	7年 ＜据置2年＞	0.8%		
設備・運転の合計で 1億円	10年 ＜据置5年＞	貸付対象者 (1)、(2)は 1.6% 貸付対象者 (3)は 1.8%		◇伴走支援型特別保証の対象者が利用可能 ◇新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ◇スピーディーな調達が可能 ◇保証付き融資の借換が可能 ◇信用保証料の自己負担無し (セーフティネット保証の場合)

資金名		資金の特徴	貸付対象者		資金 使途
信州創生推進資金	創業支援向け 拡大	創業前後の事業 資金を調達	下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 (4) SSS保証を利用する方		設備
					運転
	事業承継向け	事業承継のために 資金を調達	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方		設備
					運転
	IT産業向け	IT産業の発展に寄 与する取組に係る 資金調達	日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方 ①【創業】…信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、 上記業種を主業とする方 ②【事業拡大】…上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方 ③【立地】…ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転 等を行おうとする方		設備
					運転
					設備
					運転
					設備
					運転
	事業展開向け 拡大	経営力向上計画 経営革新計画 に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化 のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又は AI・IoT・ロボットを用いた設備を導入し生産性向上を図ろうとする方		設備
					運転
地域活性化 向け	地域を活性化する 取組に係る 資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方		設備	
				運転	
企業立地向け	工場等の新設・移 転や設備の更新・ 増強のために 資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方		設備	
				設備	
				運転	
ゼロカーボン・ 次世代産業 向け 拡大	ゼロカーボンに向 けた取組や、次世 代産業に参入する ために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 (3) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方(太陽光発電を除く)		設備	
				運転	
				設備	
				運転	
海外展開向け 拡大	海外への事業展開 のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方		設備	
				運転	
経営改善 サポート資金		外部の専門家の支援を受け、経営基盤を強化するために資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方		設備 運転

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
3,500万円	10年 ＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞	1.1% (イノベティブ枠に該当する方は1.0%)	0.44%以内 (創業関連保証、SSS保証利用の場合自己負担無し)	◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇創業関連保証を利用し、貸付期間が同一の場合に限り運転・設備の一括申込が可能。 ◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇(1.0%) ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年 ＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞			
1億5,000万円	10年 (15年※(5)は10年) ＜据置1年＞	1.0%	0.44%以内	◇貸付対象者(3)のうち経営承継借換関連保証を利用する方、又は貸付対象者(5)の事業承継特別保証を利用する方に限り、保証付き融資の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法に基づく認定を受けた方(中小企業者の新代表者等)も対象
3,000万円 [借換8,000万円]	7年[借換10年] ＜据置1年＞			
3,500万円	10年＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞	1.0%	0.44%以内 (創業関連保証、SSS保証利用の場合自己負担無し)	◇「信州ITバレー構想」の実現に向け、IT産業関連の事業者に対して、創業から事業拡大までを幅広く支援 ◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年＜据置1年＞ ＜SSS保証利用時3年の場合有＞			
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.1%		◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇経営革新計画の承認を受けた方に3年間利子補給(実質無利子)を実施(R5年度に貸付を受けた分に限る。長野県プラス補助金活用事業については対象外)
5,000万円	7年＜据置1年＞			
3億円	15年＜据置3年＞			
5,000万円	7年＜据置1年＞			
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.1%	0.44%以内 (経営革新関連保証、経営力向上関連保証等利用の場合自己負担無し)	◇宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備(Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴うものは対象外
3,000万円	7年 ＜据置1年＞			
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.7% 貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4%		◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
3,000万円	7年 ＜据置1年＞			
3億円	15年＜据置3年＞			
1億5,000万円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.4%	0.44%以内	◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、ゼロカーボンに向けた取組を支援 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇再生可能エネルギー産業(太陽光除く)に取り組む方、航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方などは進出後5年以降でも利用可能
3,000万円	7年＜据置1年＞			
1億円	10年(15年) ＜据置2年＞	1.4% (ゼロカーボンに限り1.1%)		◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象
3,000万円	7年＜据置1年＞			
1億円	10年(15年) ＜据置1年＞	1.4%	1.32%以内	◇事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある
3,000万円	7年＜据置1年＞			
設備・運転の合計で 1億5,000万円	15年 ＜据置1年＞	1.6%	自己負担無し	

長野県中小企業融資制度の貸付対象者の詳細内容

【1】信州創生推進資金（創業支援向け）

■「イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者
- 2 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者
- 3 地域課題解決型創業支援事業（ソーシャル・ビジネス創業支援金）の支援対象事業者
- 4 長野県創業支援センターの支援対象事業者
- 5 エンジェル税制の対象企業
- 6 信州スタートアップ・承継支援ファンドの投資対象企業

【2】信州創生推進資金（事業承継向け）

■「経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する方
- 2 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する方
- 3 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する方
- 4 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する方
- 5 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する方

【3】信州創生推進資金（事業展開向け）

■「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方」とは次のいずれかに該当する方

- 1 中小企業等経営強化法の認定事業者（経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方）
- 2 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあつては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

■「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方」とは次の**全て**に該当する方

- 1 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること
ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること
- 2 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による）※付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益
- 3 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること
- 4 下請事業者にあつては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと

【4】信州創生推進資金（地域活性化向け）

■「観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方」とは、次の**1～3いずれか**の整備を行おうとする方

- 1 下表に掲げる観光施設の整備

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール 等
温泉施設	天然温泉浴場 等
文化施設	クラフト施設、物産館 等
その他の施設	観光施設として認められたもの

- 2 宿泊施設の整備

- 3 観光需要に対応するための環境整備（Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等）

■「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次の**いずれか**の製品を製造しようとする方

- 1 寒 天 2 水産加工品 3 野菜果実瓶缶詰 4 漬 物 5 味 噌 6 醬 油 7 和菓子 8 ワイン 9 清 酒
- 10 地ビール 11 そば 12 凍豆腐 13 生 糸 14 信州紬 15 染 色 16 和 紙 17 水 引
- 18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工 19 家 具 20 仏壇・神具 21 木彫品 22 ギター 23 漆 器 24 スキー
- 25 木工芸品 26 瓦 27 焼 物 28 石材加工品 29 信州鋸 30 打刃物 31 煙 火
- 32 その他知事が適当と認めるもの

■「障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次の**いずれか**の設備、また、これらと併せて建物の整備をする方（新築時に設置する場合は対象外）

対象施設	傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ 障害者等の利用に配慮したエレベーター
------	--

【5】信州創生推進資金（企業立地向け）

■「工業団地」とは、次のいずれかをいう

- 1 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が取得又は造成した工業団地
- 2 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農業産業法）第5条に規定する産業を導入すべき地区
- 3 都市計画法第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- 4 その他知事が適当と認めた地域

【6】信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る）
- 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- 3 非化石エネルギーを使用する施設（上記別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
- 4 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

【7】経営改善サポート資金

■「経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

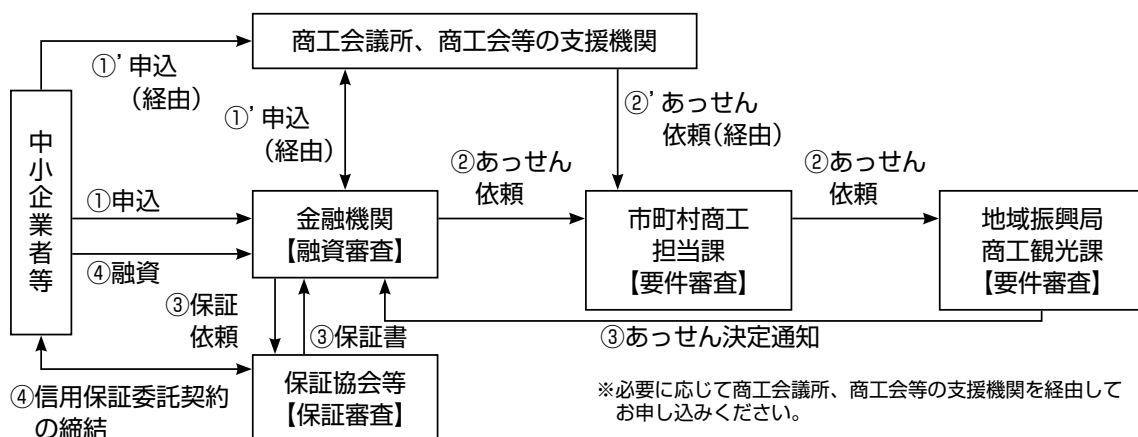
- 1 認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります
- 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

長野県中小企業融資制度の県のあっせんまでのスケジュール

【1】制度融資の申込みの流れ（県があっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①から②までの審査期間に加え、③までの審査に要する標準的な取扱日数は10営業日程度です。
商工会議所、商工会を通して申込みすることもできますが、申込日は金融機関へ提出した日となります。
申込書類に不備がある場合、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。



（注1）書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。

（注2）信州創生推進資金（創業支援向け）や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、10営業日以上要することがあります。

（注3）申込が集中する時期（特に6・9・12・3月）は10営業日以上要することがあります。
取扱日数の目安については、申込先の地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

組合で官公需の受注に取り組みましょう！

官公需とは？

官公庁(国・地方自治体)や独立行政法人が、物品購入や役務の提供を受けたり、工事の発注をすることです。

組合で官公需を受注するメリットは？

● 共同受注事業で、受注機会の増大が図られます！

中小企業の制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが大半ですが、1社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば契約を履行できる場合が少なくありません。

● 法律等によって、次のような組合活用の促進が図られています。

- ・官公需法第3条において、「…国等が契約を締結するにあたっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合、組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。」と定められています。
- ・毎年閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」において、「国等は、事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。」と定められています。
- ・「国は、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知に努める。」こととなっています。

官公需適格組合をご存知ですか？

官公需適格組合とは？

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合であることを中小企業庁が証明する制度です。

【証明期間】 3年

【証明対象組合】 事業協同組合(連合会)、事業協同小組合、商工組合(連合会)、
企業組合、協業組合、商店街振興組合(連合会)

【官公需適格組合数】 全国：910組合(令和4年12月末現在)

【証明基準】

《 物品・役務関係の証明基準 》

- ① 組合の共同事業が組合員の協調裡に円滑に行われていること
- ② 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- ③ 事務局常勤役職員が1名以上いること
- ④ 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置されていること
- ⑤ 共同受注規約等を定め、役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと
- ⑥ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- ⑦ 組合運営を円滑に遂行するに足る経常的収入があること
- ⑧ 組合もしくは組合員が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団)でないこと、もしくは組合の役員等が暴力団員でないこと又は暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと

《 工事関係の証明基準 》

※左記の証明基準に加えて、

- ① 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること
- ② 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円)以上のものを請け負おうとする組合にあつては常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること。
上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が1名以上いること
- ③ 総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置され、工事全体が契約通りに施工される体制が整備されていること

本制度に関してご興味のある方は、本会担当者までお問い合わせください。

長野県中小企業団体中央会 TEL：026-228-1171

53年の歴史を持つ企業組合

浅麓工業企業組合は、昭和45年に設立されました。現在の職員数は25名となっています。当時の希少な資料によると、し尿収集運搬業



浅麓工業企業組合 外観

務はもともと小諸市の業務であり、民間企業へ委託する方針になった際、担当していた小諸市の職員数名により企業組合を立ち上げられ、現在の事業運営に至ります。施設管理部、第1収集業務部、第2収集業務部の3つの部署があり、それぞれ浄化槽の保守点検、農業集落排水処理施設の保守点検、トイレの汲み取り、浄化槽の汚泥の収集、事業所のグリストラップ（油脂分離槽）の清掃、一般廃棄物収集運搬、事業系一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬等の業務を行っています。

住民の「当たり前」を守る仕事

当組合の業務は公共性がとても高いため、日々の仕事を止めることができません。特に一般廃棄物収集運搬は、市のごみ収集カレンダーに



収集運搬車両

準じて住民の方々がごみ捨てを行うため、組合もカレンダー通り、曜日をずらすことなく収集を実施します。

他の業務が立て込んだときは優先順位を定め、廃棄物収集とし尿収集は最優先で取り組むような体制を築いています。そのためコロナが流行し始めた頃は、ほかの業界以上に予防や感染対策を行う必要があり、緊張感が張り詰めていました。比較的落ち着いてきた現在も職員全員が気を引き締め、住民の方々に迷惑がからないよう心掛けています。

「サービス業」であることを意識する

「一昔前のこの業界のイメージは、とてもじゃないが良いとは言えませんでした」。桜庭理事長はこのように昔を振り返りました。原因のひとつとして、当時

は業界内に住民の方々との良好な関係を築くという意識が少なかったことが挙げられます。そのことに桜庭理事長は作業員として働いていたころから違和感をもっていました。



イベント会場のごみ管理

「必要とされることであぐらをかかない。やってあげているという意識ではなく、サービス業として『お客様』を意識した『接客態度』を心がけるように」この言葉は理事長に就任した時から常々職員へ伝えてしています。最近では住民の方々から、若手職員の挨拶や対応が気持ちいいと評判も寄せられ、イメージが変わってきた実感があります。

先進的な取り組みは職員のやる気が原動力

ここ数年はホームページの運営、SDGsの登録、車両に地元小学生の描いた絵を貼る、市のイベントに車両を展示しイベント終了後にごみの収集を行う等、新たな取り組みに力を入れています。同業他社からも参考にさせてもらったという話もあり、業界に浸透しつつあります。今後は不動産会社との連携による新たなサービスや、高齢者のごみ出し問題を解決するための協議等、これまでにない取り組みを積極的に行う予定です。また、このような取り組みのアイディアは職員からの発信が多く、このことについて桜庭理事長は、「職員の意見は基本的に否定しない。やらせてみて何かあれば責任を取るのが私の仕事です」と語り、意見が否定されないことは組合内の雰囲気良くなる要因にもつながるとも分析します。他社では高齢者の割合が多い中、職員の平均年齢が43歳と非常に若くパワフルなのは、若い職員が胸を張って知り合いに紹介できる職場であることを示しています。今後も組合内の環境を良くしていき、住民サービスにも波及させていけるよう努めてまいります。



働く車展示会 出展

理事長：桜庭 哲也

設立：昭和45年

TEL：0267-22-1322

住所：小諸市甲1843-3



桜庭理事長

当組合の車両は緑色が目印です。小諸市内で見かけたら手を振ってみてください。また、ごみ減量のアドバイザー派遣も行っています。急な引越、別荘の掃除等、可能な限りではございますが、お困りごととは浅麓工業企業組合までご連絡ください。



Okuwa Village

大 桑 村

阿寺溪谷

砂小屋山に源を発する阿寺川が流れる溪谷で、全長約15キロある清流の兩岸には木曽五木が育ちます。新緑や紅葉など四季折々に表情を変える溪谷美のなかでも、流れる水の美しさは格別でエメラルドグリーンの清流はここならではの。阿寺ブルーとも呼ばれています。川の深みがまるで浅瀬に感じられるほど透明度抜群です。



道の駅大桑

伊勢神宮をモチーフにした落ち着いたたたずまいで皆様をお迎えいたします。

木曽松、天然木で造られた館内には、休憩所や特産物直売所、焼きたてパンの店などがあります。また併設したレストランでは木曽牛や信州サーモンなどを食べることができます。

木曽路の情報、美味しい木曽和牛、森の香りいっぱいのお土産をいかがですか。



中山道宿場

大桑村は宿場町として栄えた歴史があり、今もなおその姿を残しております。

須原宿は木曽谷の中では一番古くに栄えた歴史ある宿場町で昔から清水が湧き、今も丸太をくり抜いて作った「水舟」が置かれています。本来の街道の姿を今に伝える通りでもあり、広い道幅や、町の中を流れる昔ながらの用水路などが、往時の面影を残しています。

野尻宿は木曽11宿の中でも2番目の長さを誇り、外敵を防ぐため曲がりくねった特徴的な町並みは、「七曲がり」と呼ばれています。映画の撮影場所になったスポットもあり須原宿同様当時の情景を感じながら散策をすることができます。



当村は長野県の南西部に位置し、南駒ヶ岳などの中央アルプスを眺望でき、阿寺溪谷をはじめとする自然豊かな観光地が有名です。また村内には野尻宿、須原宿といった中山道宿場があり、当時の情景を想像しながら散策を楽しむことができます。機会がありましたら、ぜひ一度足をお運びください。

大桑村長
貴舟 豊

生産性革命と挑戦

EV向け増産に対応する高機能めっきラインを構築
生産性向上と環境負荷低減を実現

オリジナルの亜鉛めっきラインを構築

脱炭素社会実現に向け、世界では電気自動車（EV）へのシフトが急加速。日本においてもEV開発・生産が本格化しています。

そのような市場の動きに連動し、長野県内でもEV関連製品を製造する会社が増えています。自動車、建機、電気器機部品など多品種に対応する金属めっき加工会社として77年の歴史を持つ、力石化工もそのひとつ。

同社は2022（令和4）年、EV用バッテリー部品の亜鉛めっき加工の増産に対応するため、新たに建設した工場内に、オリジナルの自動エレベーター式亜鉛めっき装置を導入した生産ラインを構築しました。



エアカッター（自動乾燥機）を導入しためっきライン

従来装置よりめっき槽のサイズアップと、新たな工程を構築することで品質を変えずに加工時間を短縮。従来人手に頼っていた、めっき後の乾燥工程もエアカッター（自動乾燥機）を導入して自動化し、生産性向上と省人化を実現しました。

同装置の特徴は、高機能タッチパネルモニターにより集中管理・制御が可能なこと。装置の異常や故障の原因をリアルタイムに検出し、不良低減に効果を発揮しています。さらに各槽の液温、濃度、異常発生等の基礎データを自動で蓄積し、職人技として受け継がれてきた加工技術や品質、精度等を数値化し平準化。それが技術継承と将来に向けたDX化へのベースになると同社は期待しています。



高機能タッチパネルモニターにより集中管理・制御

作業環境を改善したクリーンな新工場内

長野県内めっき業界は、ピーク時（1976年）の100社以上から現在42社と半数以下に減少。厳しい現実直面しています。東北信エリアを中心に300社を超える顧客から信頼される同社が常に心がけるのは、環境への対応です。佐藤洋子社長は次のように話します。

「後継者不足などの他、環境問題も大きな要因の一つ、人、設備、技術など、あらゆる面で環境負荷低減に対応していかないと。その上で、お客さまのニーズに応えるためには、人を育て、技術を開発し、設備を高機能化する将来への投資を怠らないこと。昔ながらのやり方では事業継続は困難です。」

まさに今回の設備投資で目指したのが、増産対応とともに、従業員の作業環境および周辺環境への負荷低減でした。

今回の設備構築により、使用薬品量の削減と、消費電力削減によるCO₂排出量の抑制を実現。さらに、スクラバー装置（排気洗浄装置）を従来の2倍以上に強化し、化学物質の大気放出量を現在可能な最高レベルまで低減しました。新工場内外はクリーンで人と環境への負荷が大幅に軽減されていることが実感できます。



スクラバー装置（排気洗浄装置）

女性の力をもっと活用したい

「めっきは男性の仕事と思われがちですが、女性が生き生きと働ける職場づくりを目指してきました。今は従業員の約3割が女性、子育てしながらも働きやすい職場を目指します。また、9名の外国籍の正社員の仲間も増えました。ダイバーシティの取り組みをもっともっと充実させていきたい」と、佐藤社長は笑顔です。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第9次採択企業

力石化工株式会社

代表 代表取締役社長 佐藤 洋子
設立 1946年（昭和21）4月
出資金 1,000万円

従業員数 71名
本社 埴科郡坂城町大字坂城9338-1
TEL/FAX TEL.0268-82-3072 FAX.0268-82-8241



わが社の経営戦略

株式会社原ホンダ

(飯田車両整備協同組合・組合員)

Vol.13

創業105年。自転車から二輪車、四輪車と領域を拡大、つねに先がけて新たなサービスの提供に取り組む老舗の変革への挑戦



リース事業専門店『となりの車やさん スマイル』

個人向け新車リース事業が好調

「16年前、県内で先がけて取り組んだ個人向けリース事業が好調です。大手自動車メーカーが似たような事業に乗り出すなど、全国的にも注目されているようです」。



アップル駒ヶ根店

そう話すのは、原ホンダの原秀一社長。創業105年を迎えた同社の4代目社長です。同社は2007(平成19)年、「あなたはガソリンを入れて乗るだけ!!」のキャッチコピーで個人向け新車リースの新しいスタイル「スーパー乗るだけセット」の取り扱いを開始。飯田市内にリース事業専門店「となりの車やさん スマイル」も開業しました。

リース事業進出のきっかけは、原義博会長が「新車を急に売り始めた車検整備の会社がある」という話に興味を持ったこと。そのほとんどがリースと聞き、可能性に注目しました。「リースのメリットは支払いが平準化されること。車検代や自動車税などが含まれているので、ガソリン代と保険代だけ用意すればいい。家族が増えるなどライフスタイルの変化に対応したサービスも選べます」。

初めての顧客は主婦、サラリーマン、そして年金暮らしの高齢者だったとか。「自分の暮らしをしっかりと考えているお客さまが多い」と原社長は感じています。

車買い取り事業に先がけて参入

同社は自転車店として1918(大正7)年創業後、69(昭和44)年に会社設立。バイクと自転車の販売・整備を中心に事業展開してきました。



原ホンダ本社

1995(平成7)年にはアップルチェーンに加盟し、四輪車の買い取り専門業界に参入。

買い取りの他、販売・整備・車検・メンテナンスなど総合的にサービスを提供しています。現在、長野県内全域にアップル加盟店9店舗を展開し、売上げで6割を占める同社の基幹事業となっています。

「買い取り店の利用客は確実に増えてはいますが、新車購入の際にディーラーに下取りに出すケースも多く、顧客獲得はまだこれから」と原社長。それだけに同業社の競合が激しく、査定提示額と実際の価格が大きく違うなどのトラブルも少なくないのだとか。同社は30年近くの実績を持つ老舗の信頼を活かし、さらに「正直な商売」を心がけることによって、顧客に「選ばれる」存在になることを目指しています。

「簿価ゼロになった車でも市場ではまだ価値があるケースも多い。そこでお客さまに売却益が出るお手伝いをしたいと取り組んでいます」。

「変革」への挑戦

『わたしたちは、社会のニーズを感じ取り、お客様に求められる価値を常に創造し続けます。わたしたちはそれを、価値ある変革と考えます』

これは、同社が社会や社員への「信頼」「安心」とともにクレド(従業員の行動指針)に掲げる「変革」の文言です。長い社歴の中で、ライフスタイルやカーライフの変化をいち早くとらえ、自転車から二輪車、四輪車と領域を拡大。そして車買い取り、個人向けリースと、つねに先がけて新たなサービスの提供に取り組む同社の背骨になっています。

今、同社が力を入れるのは事業継続力強化と業務の効率化です。RPA(Robotics Process Automation)を導入し、請求書等の電子メール化や伝票の転記・記帳などを自動化。その分、顧客への車検の連絡など、人と人とのコミュニケーションが求められる業務の充実に力を入れています。

創業105年の老舗の変革への挑戦はまだ続きます。



商談中の原秀一社長

代表取締役 原 秀一
創業 大正7(1918)年
資本金 300万円
従業員数 42名
本社 飯田市鼎東鼎94-5

TEL: 0265-22-2096
FAX: 0265-24-2096

<https://www.apple-nagano.net>

事業内容 四輪車・二輪車販売・整備・バイクレンタル、中古車買取、新車リースなど



IT導入補助金とは？

IT導入補助金は中小企業・小規模事業者の皆様がITツール導入に活用いただける補助金です。今年度も継続となりました。

新たな法制度への対応や人手不足などの業務効率化の対応、さらには取引先の要求に伴う情報セキュリティ対策の強化など事業者の皆様が直面する課題解決へ向けては、ITの力を借りる必要性が高まっています。このようなIT投資に対して国が補助金で支援を行う制度がIT導入補助金となります。最大で450万円(1/2補助)を受けられます。例えば900万円のツール購入において自社負担が半額になるといった手厚い支援となります。

今年の補助金の特徴は？

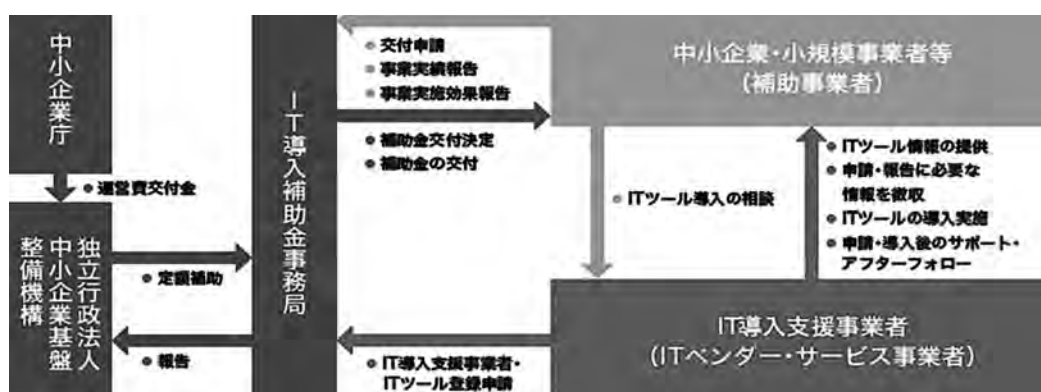
IT導入補助金2023においては、「みらデジ」における「みらデジ経営チェック」を交付申請前に行った事業者であることが申請要件となっています。今回から新たに出てきた要件です。ITツールが経営効果を出すためには、経営課題に沿ったITツールの選定が重要となります。みらデジ経営チェックは事前に自社の経営課題の把握を行うためのオンラインチェックとなります。診断を行い自社の課題を把握してITツール選定の参考にすることで効果的なIT投資につながってきます。自社でどうしても分からない場合は支援機関（商工会、商工会議所、金融機関など）へご相談されるとよいと思います。

IT導入補助金2023の事業概要

IT導入補助金を利用するためには、認定されたIT導入支援事業者へ相談する必要があります。長野県

内にも多くの認定事業者がいますので、ご自身で見つけられなければ支援機関へ相談してみてください。事業の概要は右図の通りとなります。(IT導入補助金ホームページより)

IT導入支援事業者へ、



自社の経営課題と導入を希望するITツール、予算などを提示して自社に合った最適なツールの紹介をしてもらって、申請に必要な情報の提供をしてもらいます。補助金の申請の段取りなどはIT導入支援事業者から詳しく説明があると思います。

また補助金の申請枠には、通常枠（A・B類型）、セキュリティ対策推進枠、デジタル化基盤導入枠という3種類の枠が用意されていて、導入する目的、ITツールの種類などにより決めていく必要があります。

通常枠（A・B類型）は、自社の経営課題、ニーズに合ったITツールを導入するための申請枠です。A類型は150万円未満の補助、B累計は450万円以下の補助となっています。B累計は4つ以上の業務プロセスを対象としたツール群で申請することが必要となり、申請までの準備期間は余裕を持って取り組む必要があります。

セキュリティ対策推進枠は、サイバー攻撃被害のリスク低減を行うツールを導入するための申請枠です。この申請枠は、SECURITY ACTIONの「★★二つ星」を宣言していることが必要となります。会社として基本的なセキュリティ対策を推進している企業であることが要件となっています。

デジタル化基盤導入枠は、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトなどインボイス対応やそれを見据えた企業間取引のデジタル化を推進するための申請枠です。この申請枠のみハードウェア購入経費の一部の補助も可能となっています。

この制度もいつまで継続するか分かりません。手厚い補助があるうちに取り組まれることをおすすめいたします。

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます。**

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

新型コロナ及び物価高騰等の影響を受けている中小企業の皆さまへ

各種保証制度で、資金繰りや経営改善をサポートしています。

伴走支援型特別保証

特徴 継続的な伴走支援により早期の経営改善を実現！

保証限度額	保証期間	保証料率(年率)
1億円 (令和5年1月から一部借換要件が拡充されています)	10年以内 (据置5年以内)	自己負担 0.2%～1.15%

※県制度資金の場合は0.2%上乗せ補助あり

事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)

特徴 早期の事業再生への取り組みを促進！

保証限度額	保証期間	保証料率(年率)
2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	15年以内 (据置5年以内)	自己負担 0.2%

上記の他にも、皆さまのライフステージに応じた様々な保証制度があります。

詳細については、最寄りの各営業店窓口までお問い合わせください。また、ホームページをご覧ください。



中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター

長野県信用保証協会

〒380-0838 長野市南長野県町597-5

ホームページ：<https://www.nagano-cgc.or.jp>
E-mail：hosyo@nagano-cgc.or.jp
電話相談窓口：0120-34-7680(企業支援部)

がんへの不安に備える「がん総合共済」

満67歳までの方がご加入いただけます。満80歳までご継続いただけます。

年齢・性別問わず、月々の掛金1,500円で、

※月々の掛金は、満80歳まで変わりません。

がんと診断されたら ⇒ 50万円

がんによる入院日額 ⇒ 5,000円

※第1保障区分(満15歳から満64歳まで)の場合です。診断・がん入院ともに満65歳からは保障額がかわります。

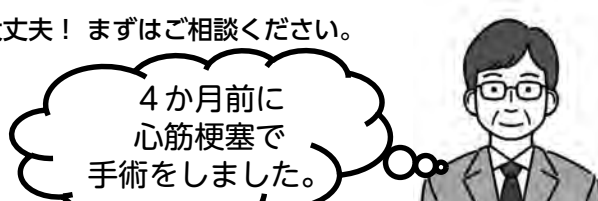
さらに、手術・放射線治療 退院後の通院支援まで保障

2口までご加入いただけます。がん診断で100万円

こんな疾病をお持ちの方も大丈夫！ まずはご相談ください。



現在、糖尿病で
通院治療を
しています。



4か月前に
心筋梗塞で
手術をしました。



長野県福祉共済協同組合
フリーダイヤル 0120-86-9431

長野市中御所岡田131-10
長野県中小企業会館3階

☒ fuku@naganokyosai.or.jp 「ながの共済」で検索 <http://www.naganokyosai.or.jp>

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
松本営業部 0263-35-8519
飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356
あづみ野営業部 0263-84-0256
東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

令和5年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 令和5年5月24日（水）午後2時

場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 令和4年度事業報告承認について

第2号議案 令和4年度収支決算並びに剰余金処分（案）承認について

— 監 査 報 告 —

第3号議案 令和5年度事業計画（案）決定について

第4号議案 令和5年度収支予算（案）決定について

第5号議案 令和5年度会費賦課基準（案）決定について

第6号議案 定款一部変更について

第7号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※新型コロナウイルス感染状況によつては開催方法等を急遽変更する場合がございます。詳細につきましては、後日お送りするご案内をご覧ください。総代の皆様にはぜひご出席いただきますようお願いいたします。

メールやSNS メッセージを開く前にちょっとまって！

電気料金や水道料金の未納のお知らせ、郵便物や荷物の不在通知…



そのサービス

ホントに申し込めましたか？



★万一、不審なウェブサイト等にキャッシュカードのパスワード等を入力した場合には、すぐに各銀行やクレジット会社の問合せ窓口等へ連絡！

★いつもと違う文面の添付ファイルは開かない

★わからない場合は社員や家族にも相談してください。

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業 職金 済制度

「中退共」で検索！
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2023

5

No.558

第558号 令和5年5月10日発行

発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

金融を 超えて、 何ができるか。

PURPOSE

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。



人を思う。未来を思う。

商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本中央2-1-27

TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211